

## 令和6年10月定例会

**1 期 日** 令和6年10月30日（水）

開会 午前10時30分

閉会 午後12時00分

**2 会 場** 第2委員会室（本庁舎6階）

**3 出席者** 小 林 修 一 教育長

根 本 恵美子 委員

朽 木 量 委員

赤 岩 けさ子 委員

**4 出席職員** 大 塚 潤 一 生涯学習部長

木 間 幸 司 生涯学習部次長（事）教育総務課長

中 野 由 博 生涯学習部副参事

菅 井 洋 子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長

島 し の ぶ 学校教育課指導室長

三 石 宏 生涯学習副参事（事）郷土資料館長

小笠原 友香 生涯学習推進課長

後野 真弥 文化・スポーツ課長

大橋 伸光 学校教育課学務保健室長

## 5 議案事項

議案第1号 令和6年度教育費12月補正予算について

議案第2号 市営陸上競技場の供用時間の変更について

議案第3号 住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について

## 6 報告事項

報告第1号 教育委員会の点検・評価（令和5年度対象）について

報告第2号 令和7年度から変更となる中学生の制服について

報告第3号 令和6年11月の行事予定について

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

## 7 傍聴者

無し

教 育 長

本日の出席者は４名であります。定足数に達しておりますので、只今から、教育委員会１０月定例会を開会いたします。

本日の定例会の会議録署名委員については、根本委員を指名します。

それでは、本日の審議案件について、事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

本日の審議案件は「議案事項３件」「報告事項５件」です。よろしくお願いいたします。

教育長

審議に入ります前に、議案第１号「令和６年度教育費１２月補正予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項であり、報告第４号「学校の近況報告について（指導）」及び、報告第５号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第１３条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

議案第１号、報告第４号及び報告第５号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

ご異議がございませんので、議案第１号、報告第４号及び報告第５号を「非公開」といたします。

それでは、議案第１号、令和６年度教育費１２月補正予算について、事務局の説明をお願いいたします。

《ここから非公開》

---

議案第１号「令和６年度教育費１２月補正予算について」は、異議なく、原案のとおり可決されました。

---

教育長  
  
文化・スポーツ  
課長

《ここまで非公開》

続きまして、議案第2号、「市営陸上競技場の供用時間の変更について」、事務局の説明をお願いします。

議案第2号「市営陸上競技場の供用時間の変更について」

議案第2号、市営陸上競技場の供用時間の変更について、説明いたします。提案理由でございますが、市営陸上競技場の供用時間の変更について、別紙のとおり、鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者から要望書の提出がありました。鎌ヶ谷市都市公園条例第21条第2項の規定に基づき、供用時間の変更をしようとするものです。

都市公園条例を、参考につけさせていただきました。こちらの、第21条のところをご覧頂ければと思います。第21条の2項、「指定管理者は、あらかじめ、教育委員会の承認を得て、運動施設の供用日又は供用時間を変更することができる」とございます。

こちらに基づき、説明をさせていただいているところとなります。では、資料を戻っていただきまして、資料の議案第2号から数えて3ページ目が、指定管理者の方からいただきました要望書になります。スポーツ施設の延長について、が頂いたものとなります。

スポーツ施設指定管理者の株式会社協栄から、こちらの要望書がございました。目的は、利用者より「他の屋外施設（野球場・テニスコート等）と同様に、夏季期間19時まで利用させてほしい」との要望が多いため、その利用時間を新設し、利便性を高め、利用者のニーズに対応することで利用促進を図るためでございます。

変更内容でございますが、夏季期間の5月1日から9月30日までを、午前9時から午後7時までと、午後5時から午後7時までの2時間を延長するものです。

延長の時間内は、職員がいる時間帯のため、新たな人件費の必要性がなく、これに伴う、新たな予算はございません。

近年は、30度を超える真夏日・猛暑日が多く、日中の時間帯を避ける活動の需要が高まってきたことから、市民の利便性を高めるためにも、延長していきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長           | <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 根本委員          | <p>とても良いことだと思ひまして、確かに、利用時間ですとかニーズに対応していただけると言うのは、ありがたいことだと思ひます。利用者さんの立場に立って、考えますと。逆に、なんで今までは5時だったのかと言うところで、今の説明だと、職員さんがいる時間だったにもかかわらず、他の施設とも時間の差があった理由があれば伺いたい。また、大事な理由じゃないかということも含めて、もしあれば、お伺いできたらと思ひます。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 文化・スポーツ<br>課長 | <p>ご意見、ありがとうございます。実は、大きな理由と言うのはございません。最初に、野球場とテニスコートにつきましては、条例の方に17時までと位置づけている状況です。テニスコートにつきましては、実は、朝からなんですけども、午前5時から夜の7時まで、夏季期間につきましては、供用時間というのを設けております。</p> <p>その分、もともと要望者や利用者が多かったことから、条例には最初からそのような設定をしたということで聞いております。スポーツスタジアムにつきましては、他と比べて、それほど多い状況ではなかったのも、最初から設定していなかったということです。今になりまして、徐々に利用者が増えてきておりますし、近頃の熱さ等もございます。その辺、要望等は増えてきているところがございますので、このタイミングとなりましたけれども、実施をしていきたいということでございます。</p> |
| 根本委員          | <p>ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 教育長           | <p>他に、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 赤岩委員          | <p>延長した時間内も、職員がいらっしゃるということですけども、</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

文化・スポーツ  
課長

いままでも、延長せずに貸出しをしていなかった時間であっても、その時間内は、職員がその時間までいらっしゃったということなの  
でしょうか。

実は、スタジアムは、体育館と隣接しておりまして、職員の方は、体育館の現場の方に在席しております。スタジアムの貸出しの時には、そこを窓口として貸出しをしていたんですけども、スタジアムだけの職員ということではなくて、体育館と、また、体育施設の方の職員が、そのあたりも指定管理として管理をしてもらっているところになります。体育館の方では、体育館の貸出しもそうですけれども、野球場ですとか、テニスコートですとか、体育施設の貸出業務も窓口業務として行っております。

そういったところから、時間ですと、8時から21時まで、実際職員の方が交代でいるような形になっておりまして、スタジアムにつきましても、一切照明がございません。

そのため、夏時間に限って、外が明るい間、19時まで利用いただくような形をとりたいという風に考えておりまして、職員はおりましたけれども、今までの供用時間というところでは延ばしてこなかったということでございます。

教育長

よろしいですか。

それでは、お諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは、議案第2号「市営陸上競技場の供用時間の変更について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について、事務局の説明をお願いします。

### 議案第 3 号「住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について」

学校教育課  
指導室長

議案第 3 号、住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について、ご説明いたします。お手元の資料に請願書のコピーをつけていただきました。こちらにつきましては、9 月の教育委員会定例会において、こちらの請願書の概要および請願事項につきましてご報告いたしました。請願事項は添付資料のコピーをご確認ください。9 月の定例会の報告において、本市の教科書採択は千葉県指定により、柏市、我孫子市とともに、東葛飾東部採択地区として共同採択を実施しているため、10 月 16 日の東葛飾地区 6 市の管内教育長会議にて議題にあげさせていただき、協議していただくこととなっております。本日は、その協議の結果についてご報告させていただきます。

請願事項 1 の、「教科書採択に係る教育委員会会議並びに採択地区協議会を公開で開催すること」につきましては、各市の教科書採択に係る教育委員会会議は公開するとし、採択地区協議会につきましては、7 月上旬に実施していることから、公開とした場合に協議委員が率直な意見を出しづらいことなどが考えられ、非公開とすることとなりました。

請願事項 2 の、「採択後、採択結果、採択理由、並びに採択に関する各種資料情報等を遅滞なく公表すること」については、教育委員会会議の議事録については、作成次第公開となります。しかしながら、その他資料については、教科書の採択が無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていることから、他自治体への影響に鑑み、9 月 1 日に公開することとなりました。

なお、教科書については、無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の教科書を 4 年間採択しなければならないとされていることから、4 年に 1 回、教科書の改訂があり、小学校と中学校が 1 年違いで新しい教科書となるため、大規模な採択協議会を実施しております。特別支援教育の一般図書につきましては、毎年追加で採択されるものがあるため、毎年、採択協議会を実施し

ております。

以上、本市における請願の採択、不採択についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑に入ります。ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

朽木委員

質問というより、確認に近いものなのですが、何分、着任したばかりで、分からないことがあるので、教えていただけたらと思います。教科書の採択に関する請願の取扱を考える前提として、その説明のところで、例示等がたくさんありましたが、具体的にどのようなものであったのか、分かりにくかったので、改めて、確認させていただければと思います。千葉県の場合、教育委員会から教科用図書採択に関する会議の進め方について、基本的な考え方が発出されて、基本的には、採択をする際、会議は公開であるけれども、採択前の、いわゆる、審議を行っている段階の会議は非公開という取扱いで、実際に採択する時のものは、原則公開という取扱になっているかと思うんですけれども、本市の場合も同じような経緯で採択がなされているという理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課  
指導室長

今回、請願書が提出された件で、県の担当の方と意見交換をさせていただきました。県の、いわゆる「報告協議会」に当たるものが審議会ということになっておりますが、県立の中学校などの教科書の採択に係る県の審議会につきましては、今年度は8月22日の実施だったことから、ほかの自治体の教科書採択協議会がほぼ終了している時期であったため、その審議会の内容について公開をしているということでした。

先ほど申しましたとおり、8月31日までに決めるということで、本市においては共同採択の関係から協議会を7月上旬に行いました。その関係性から、教育委員会会議は「公開」で、採択協議会は「非公開」という考えに基づき、進めさせていただいたところです。



朽木委員  
教育長

分かりました。ありがとうございました。  
ほかにございませんか。  
よろしいですか。  
それではお諮りします。

議案第 3 号について、一部採択、一部不採択と決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

議案第 3 号「住民に開かれた教科書の選定・採択を求める請願について」、ご異議なしと認め、請願については、一部採択、一部不採択として、可決されました。

以上で、議案事項を終了します。  
報告事項に入ります。

————— ここから報告事項 —————

報告第 1 号「教育委員会の点検・評価」について

教育長

それでは、報告第 1 号、教育委員会の点検評価、令和 5 年度対象について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

報告第 1 号、「教育委員会の点検・評価（令和 5 年度対象）」について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度対象の教育委員会の点検・評価は、7 月 4 日に開催いたしました検討会で、委員の皆さまからご意見をいただきました事項を修正し、7 月 24 日の 7 月定例会に修正したものを議案として提出し、ご承認いただきました。

ご承認いただきました点検・評価について、秀明大学の荒井明子教授と豊岡短期大学の神谷明宏教授の、教育・文化・スポーツなどの学識経験豊富な方の意見を伺ったところ、皆様に配付させていただいた内容のご意見をいただきました。お手元の資料に関しては、荒井教授が、A 4 の両面印刷されたものになります。

これらの意見について、再度、内部で検討し、見直したところ、お手元の紙で、A4の資料、標題が、「点検・評価、有識者の意見反映」の内容について、という資料があるかと思いますが、こちらの内容に関して修正しており、資料中では、赤字で記載した部分が修正した内容となっております。

教育委員の皆さまにご確認していただいたものから再修正しておりますので、改めて所管担当ごとに修正部分について、ご説明させていただきたいと思います。

それでは、修正事項を記載した「点検・評価、有識者の意見反映」、こちらの、A4の紙に沿ってご説明させていただきます。まず初めに、点検評価の33ページの、学務保健室の所管部分から順にご説明申し上げます。

学務保健室長

学務保健室の修正内容について、ご説明をさせていただきます。「教育委員会の点検評価」の33ページの、「子どもの健康管理に係る研究会の実施」につきましては、実施内容について大きな修正をしなかったことから、この評価をAからBに変更いたしました。また、3の「実施結果・成果」については、令和2年から内容を修正していなかったことから、令和5年度のものに修正するとともに、掲載する写真の入れ換えを行いました。

35ページの、「通学路安全対策事業の実施」の3、「実施結果・成果」については、通学路緊急一斉点検の未実施箇所について説明を追記しました。また、「こども自転車交通安全教室」の回数が令和4年度の回数から減少していることから、その理由を追記しました。

以上でございます。

教育長

続いて説明をお願いします。

生涯学習推進課長

38ページをお願いいたします。こちらは、荒井教授の方からご意見をいただきまして、士幌町交流事業の交流体験について、今後の発表の場を設ければ、関心を持ってもらえるのではないかと、というご意見がございました。今後の取組のところに、「士幌町交流事

業等で作成した壁新聞を学校に掲示する等の方法により、」を追記させていただきました。また、今後の取組の一番最後の方に、「青少年のニーズに寄り添った活動となるよう支援します、」という内容を追記させていただきました。

続きまして、39ページをお願いいたします。39ページの方は、こちらは、神谷教授からご意見がございまして、4番目の課題の補導件数の増加、を追記しております。こちらが、補導の人数が、補導活動回数と比較すると、令和4年度、令和5年度は、ほぼ同じ回数の同数であるのに対して、補導した人数の方が3倍以上に増加しているとのこと指摘がございました。このご指摘に対し、丸三つ目の方に、「対応できる内容や相談後の対応等の広報活動についても」、を追記させていただきました。また、丸の5つ目のところの、補導件数が増加した要因につきまして、外出頻度が増えたのが主な原因ではございますが、「その他の要因についての要因の有無等について、引き続き調査します」、ことを追記させていただきました。

続きまして、40ページお願いします。

こちら、神谷教授からご指摘があり、40ページの、今後の取り組みについて、ですけれども、家庭川柳の応募作品数が、3年連続減少しているの、何か対策した方が良いのではないかとご意見を受け、こちらのご意見に対して追記させていただいた内容は、5番目の今後の取組の中で、「応募作品数の増加を目指します」、というのを追記させていただきました。また、最後に、私立学校に通う児童生徒も応募できるよう、開設したインターネット応募フォームについて、市広報紙を活用する等、周知を図り、応募作品数の増加を目指します、というのを、追記いたしました。

続いて、42ページをお願いします。

こちら、神谷教授からご指摘を頂き、いくつか修正、追記をさせていただきました。

3番目の実施結果のところ、ライフステージごとに区分してもらう記載のところでございますが、ご指摘を受け、内容の記述に、わらべうた、だったり、ワークショップ、体験講座について、その内容を追記させていただきました。

また、右側でございます、講座の表につきましてご説明を記載し、

文化・スポーツ  
課長

状況が見えない形で写真の方を挿入させていただきました。  
以上です。

つづきまして、文化・スポーツ課の部分につきまして、説明いたします。45ページをお願いいたします。

45ページに関しましては、こちらも神谷教授からご指摘をいただきまして、若い世代の発掘に目を向けてということで、その必要性について、ご指摘いただきました。

そのため、各イベントにおける出品者数の減少、高齢化に伴う実行委員会の負担増を踏まえ、今後のイベントの規模や内容について、主催者とともに検討してまいります、を追記しております。

続きまして、53ページをお願いいたします。

スポーツに関してでございますが、こちら、項目評価が変更になっておりませんが、AからBに修正をいたしました。申し訳ございません。変更をお願いいたします。項目評価につきましては、AからBで、こちらにつきましては、神谷先生から、ご指摘を頂きました。すべて、イベントの方は実施をしているのですが、人数の方が、コロナ禍前までにはまだ戻ってないというところで、検証結果もあるというところで、昨年度CであったものがAに上がるのは、どうかのご指摘をいただきました。

こちらのご指摘をうけ、すべてのイベントの実施をしておりますので、Cと言うところではなく、B評価に修正させていただきたいと考えております。

また、追記ですけれども、「実施結果・成果」の丸の4つ目で、新春マラソン大会は、当日、雨天でしたが、900名を超える参加者が完走しました、を追記をさせていただきました。

54ページ目をお願いいたします。こちらも、神谷先生の方からのご指摘で、「新しい事業を、種目を入れたほうがいい」というご指摘の中で、「ボッチャ」を入れておりますが、こちらは日本レクリエーション協会が紹介している種目ということで、日本レクリエーション協会等が紹介しているボッチャ等の種目ということで、修正をさせていただきます。

現在、すでに今年度「ボッチャ」を実施しておりますので、今後

の新しい種目を取り入れていきたいというふうに考えております。

最後 5 5 ページ目になります。こちらにつきましては、丸の、「今後の取組」の丸の 2 つ目となりますが、「新たな団体の普及や勧誘活動がございます。」を、「新たな団体の普及や勧誘活動を行うとともに、チームの練習のあり方や参加方法について見直します。」と言うことで、こちらは、荒井先生のご指摘をうけて、追記したものにになります。

以上です。

教育長

確認です。5 3 ページの項目評価は、A から B とし、赤で B と修正していませんが、B に変更ということによろしいでしょうか。

文化・スポーツ  
課長

はい。変更で、修正をお願いいたします。

教育長

わかりました。

郷土資料館長

続きまして、私の方からは、5 2 ページの部分について、ご説明いたします。

5 2 ページの、今後の取組の中で、赤字で「新規の参加者も獲得できるよう多様なテーマ設定やタイトルの変更により、機会づくりを行います」を追記しました。

これにつきましては、神谷教授からのご指摘で、有識者の意見、

1 2 ページ、神谷先生の 6 ページの「3 歴史、文化遺産の保存、継承、活用の検証について」、ご指摘をいただいております。

これにつきましては、資料の方でこちらカバーしていただいておりますが、今後はタイトル等の工夫をして参りたいと思っております。

これについても、「メインが変わらない」とのご指摘をいただいているのですが、マッピングやチラシ、ポスターの工夫などをして、新たな参加者の増加につなげたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長

以上、報告第1号について、ご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

私からですけれども、朽木委員、赤岩委員におかれましては、今回の点検評価について、初めて確認していただくような形となっております。先ほど、教育総務課長からもありましたが、これまでの教育委員会会議、で何回かこれにつきましては、かなり時間をとって点検していただいているところが、思案していただいているところがございます。

今回、秀明大学の荒井先生と、豊岡短期大学の神谷先生のご指摘を受けて、改めて訂正したということで、追加したと言うところも出ておりますので、その点の説明がございました。

特にございませんか。

根本委員

感想と言うような形になりますが、今回、新たに工夫をしていただいたところが多く、全体として、今までからいろいろと工夫を頂いたことが伝わってきました。

例えば、新春マラソンの記載について、その日は、私も参加させていただき、選手の皆さんの応援をさせていただいたんですが、雨の中、この寒さの中で、実施するということになって、本当に参加者が来るのだろうかという思いでしたが、たくさんの方が参加し、一生懸命走っていらっしゃいました。だいぶご高齢の方も、一生懸命走っていらっしゃって、完走されて、本当に応援する方も少なくなってしまうなかでも、一生懸命走っている方がいるという会でした。とても感動して、その日を終えて帰ってきたんですけども、今回のように、一文あっただけで、「こういうことがあったんだ、」というのが伝わり、皆さんの思いが、このような、ちょっとした一言の追記で味わいや深みが出てると思います。内容を縮小だけでなく、このような傾向も必要だと思います。毎年同じことを伝えていくのではなくて、今年はこういう活動があった、だから、こうしていきたいと、次につなげるための内容にもなってくると思います。例えば、研修の内容や写真とかも、以前から変わっていないというところがあって、そういうところも、こんな新しいことがされているのであれば、それはとても評価していただけることにな

と思うので、是非、どんどん色々と掲載を変えていけば、より良い点検評価となると思いました。

教育長

根本委員のご意見を、是非これからも参考にさせていただいて、より良い点検・評価にさせていただきたいと思います。

朽木委員

今回、修正部分の確認で、報告をされたと思うのですが、初めて着任したので、点検・評価の全体について申し述べます。50ページになりますでしょうか。私どもの大学との共同で行っている事業等についても報告いただいております、大変ありがたく感じているところでございます。

全体的に非常によく取り組まれている内容だというのが分かりましたので、今回の内容で問題ないと思います。

教育長

ありがとうございます。

では、続きまして、報告の第2号に移ります。令和7年度から変更となる中学校の制服について、事務局の説明をお願いいたします。

#### 報告第2号「令和7年度から変更となる中学校の制服について」

学校教育課  
指導室長

資料につきまして、配布されずに申し訳ございませんでした。報告第2号、令和7年度から変更となる中学校の制服について、ご説明いたします。これまで、教育委員会定例会におきまして、「学校の近況報告」（指導）のなかで、特に制服の変更につきましては、適宜、ご報告しておりましたが、各中学校のリボンが確定し、今後のスケジュールが確定したことから改めてご報告させていただきます。

資料の1枚目からご覧ください。制服の変更になりますが、変更時期につきましては、令和7年4月入学の現在の小学校6年生からとなります。

2、変更になる経緯でございますが、鎌ヶ谷市中学校校長会を中心として制服検討会を設置しました。趣旨としましては、生徒の多

様性への配慮、いわゆるLGBTQへの配慮や、長年変更していない現行制服の機能性の重視、生地の変更と、また、市内統一した制服、このあと、鎌ケ谷市中学校標準服という言い方をさせていただきますが、市内の統一した制服とすることで、経済的負担の軽減等を踏まえた、今後のあり方を検討するものでございました。

教育委員会の担当員は、指導を担当する2名を選出し、事務局を担当しておりました。1枚目に戻っていただきまして、実施スケジュールは資料1枚目の3のとおりでした。

制服を作る際には、「マスターメーカー」を決定する必要がございまして、令和6年1月30日火曜日に、制服検討委員会構成員のほかに、全中学校長と小学校校長会長も参加し、制服のプレゼンテーションを実施いたしました。

プレゼンテーションの参加者は、資料2枚目の4のとおりです。

その結果、マスターメーカーは、光和衣料株式会社に決定し、様々な調整等を行い、現在に至っております。

6、制服検討委員会の前の動きと今後の予定をご覧ください。

昨年、令和5年11月15日号の広報かまがやに、制服委員会に向けて検討している旨の市長メッセージを掲載させていただき、今月中に、市内の制服販売店の意見交換会を実施しています。マスターメーカーの決定後は、令和6年3月に、中学校長会議によって、鎌ケ谷市中学校標準服候補3つのうちから1つを決定し、4月に市役所市民ホールにて見本展示会を行いました。

その後、中学校の制服を以上のように決定し、市内の小中学校等で、見本展示を行っている状況です。今後、校長会から保護者向けのお知らせが出ることとなっており、11月15日号の広報かまがやに、市長メッセージ及び鎌ケ谷市中学校標準服についての記事の掲載、販売店からの案内の配付となる予定でございます。

3枚目をお願いします。

鎌ケ谷市中学校標準服の詳細についてでございます。

ブレザーは男女同じ形となっており、男女ともスラックス又はスカートの選択が可能で、ネクタイ及びリボンの色は各学校で決められており、以上のとおりです。

夏の期間、5月から10月につきましては、シャツではなく、ポ



ロシャツの着用となり、現在の２年生と１年生も購入が可能とのことです。

またレンタル制度を導入するとのことで、詳細は販売店からの案内が出ますが、３年間の料金設定とのことで、１年間の設定はないということでした。

現行の制服につきましては、社会福祉協議会が、不要となった制服を回収し、必要とする人に貸し出すという「リユース制度」を行っております。なお、鎌ヶ谷市中学校標準服への移行期間は、令和７年度から令和９年度の３年間とし、この間は現行の制服の着用も可能ですが、令和１０年度からは、全員新しい制服を着用する予定となっています。

以上です。

教育長

今の内容についてご質問ございませんでしょうか。

根本委員

すいません。シャツについてなんですが、夏の期間は、紺と白のポロシャツで、刺繍を入れて、形が違うということで、今後は着用できることは分かりましたが、それ以外の期間のシャツは、自由になるのでしょうか。

学校教育課  
指導室長

いわゆる、通常のシャツとし、白いシャツになります。

実態を申し上げますと、男子生徒は、夏も、長袖を着ている傾向があると聞いておりますが、夏はポロシャツを着用してもらいたいということで、このポロシャツを着用する期間を５月から１０月に設定したと伺っております。

教育長

他に、質問はございませんか。

各委員

なし。

教育長

それでは、無いようですので、続きまして、報告第３号、令和６年１１月の行事について、事務局の説明をお願いします。

### 報告第3号「令和6年11月の行事予定について」

教育総務課長

私の方からは、11月の行事予定について、簡単に説明させていただきます。お手元の資料の3枚目の、中段の部分、第3中学校の50周年記念式典を予定しております。

11月の下旬につきましては、27日に、教育委員会懇談会と11月定例会を予定しており、東部小学校で開催する予定としております。なお、その最後に、教育委員の皆さまとご一緒に、車座集会という形で、若手の先生たちと、座談会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

教育長

それでは、続きまして、報告第4号に移ります。学校の近況報告について、指導、及び、報告第5号、学校の近況報告について、管理、について、事務局の説明をお願いします。

#### 《ここから非公開》

学校教育課長  
生涯学習部  
副参事

---

報告第4号「学校の近況報告について」（指導）及び報告第5号「学校の近況報告について」（管理）、について、報告がありました。

---

#### 《ここまで非公開》

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

「教育委員会10月定例会」を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和7年 5月 7日

教 育 長      小 林   修 一

教育委員      根 本   恵 美 子

作 成 者      木 間   幸 司